別記2 伊予灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置 (県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び能進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
小型機船の高光を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	手繰第1種 漁業 (機船手繰 網漁業)	22 隻	5 以未満	伊予難 ただし、別記4表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ 網漁業)		5 炒未満	伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1~ 12.31	松山市(松山市北 条を除く。)、伊予 郡松前町、伊予市、 大洲市、西宇和郡 伊方町又は八幡浜 市保内町に漁業根 拠地を有する者 (伊予灘に限る。)
			5   沙未満	伊予灘並びに今治市怪島東端、同市波方町梶取ノ鼻及び同市関前観音埼の各点を順次結んだ直線以西の燧灘ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。		松山市北条に漁業根拠地を有する者
	手繰第3種 漁業 (貝けた網 漁業)		5 炒未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1~ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	手繰第3種 漁業 (なまこけ た網漁業)		5 炒未満	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	6.1~ 翌3.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
刺し網漁業	きす刺し網漁業	1隻	5 トン未満 48 キロワット (旧馬力15) 以下	「襖鼻灯台」という。)と山口県熊毛郡上関町八島灯台(以下「八島灯台」という。)とを結ぶ直線以東の区域ただし、大洲市青島及び松山市由利島周辺を除いた小型機船底びき網漁業の禁止区域(別記4表2の部6の項から12の項まで、13の2の項及び15の項に掲げる区域)並びに大洲市青島及び松山市由利島周辺の2,000メートル以内の区域を除く。	11. 30	今治市今治に漁業 根拠地を有する者
				(B区域) 伊予灘のうち襖鼻灯台と八島灯台とを結ぶ直線以西の区域 ただし、次のC、Dの区域及び小型機船底びき	(B区域) 7.1~ 11.30	

知事許可漁業の種類	i すべき船	船舶の総トン 数及び能進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
			網漁業の禁止区域 (別記4表2の部15の項に掲げる区域)を除く。		
			(C区域) 伊予灘における漁業に関する協定(平成14年3月27日、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 会長、愛媛海区漁業調整委員会会長及び大分海 区漁業調整委員会会長間で締結された協定)に 基づく協定海域(以下「伊予灘協定海域」とい う。)の区域 ただし、D区域を除く。		
			(D区域) 伊予灘協定海域のうち、次のアの点、イの点、 ウの点及びエの点を順次結ぶ直線、愛媛県の最 大高潮時海岸線から8,000 メートルの線のうち 同線上エの点からオの点に至る部分並びにオの 点とアの点を結ぶ直線によって囲まれた区域 ア 大分県国東市国東町黒津鼻(以下「黒津 鼻」という。)から真方位90度の線と西宇和郡上関町大台とを結ぶ直線(以下「A線」という。)との交点 イ 黒津鼻から真方位90度の線と西宇和郡伊方町見舞崎灯台(以下「見舞崎灯台」という。)との交点 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台(以下「佐田岬灯台」という。)との交点 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台(以下「佐田岬灯台」という。)と祝島北西端と大分県国郡姫島村姫島灯台を結ぶ直線上、花島北西端から5,000メートルの点とを結ぶ直線の延長線とB線とを結ぶ直線の交点 エ 見舞崎灯台から8,000メートルの点 オ A線上愛媛県の最大高潮時海岸線から8,000メートルの点		

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠 地を示すものとする。